平成２３年（フ）第１３９２号
札幌市南区真駒内泉町２丁目１番７―111号
債務者　田上慎一郎
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木小太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５０号
北海道恵庭市恵み野東５丁目２番14
債務者　長尾　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
埼玉県児玉郡美里町大字関127番地
債務者　森　　京子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５１０号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地８　グリーンハイツ201
債務者　飯野　隆行
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地８　グリーンハイツ201
債務者　飯野　節子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０４号
札幌市西区西野７条７丁目３番13―505号
債務者　柴田　淳一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉本　和宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
沖縄県名護市大北３丁目16番１―２―104号
大北団地
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼島　雅仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２５０号
長崎県長崎市横尾３丁目36番14号　セジュールたけもと101、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―806号
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
佐賀県佐賀市堀川町２番23号
債務者　武富　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
富山市中市１丁目21番１号
債務者　早川　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　光信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５号
北海道北見市常盤町１丁目５番12号　吉田マンション８号
債務者　長谷川雅樹
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　10―102
債務者　林　　善子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目１番地６　和泉荘17号室、住民票上の住所さいたま市岩槻区東岩槻４丁目１番地６　和泉荘７号室
債務者　早坂　昭雄
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
埼玉県川口市大字赤井1170番地の２
債務者　高橋　優子（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１９号
埼玉県蓮田市大字黒浜2882番地５
債務者　柿沼　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
さいたま市西区三橋６丁目159番地　須田ハイツⅡ205
債務者　佐藤　洋義
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５５号
埼玉県川口市大字戸塚4356番地　カーサ・ヴェルデ101号
債務者　堀田　里奈（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係